

面接指導について Vol.1 ～医師の働き方改革の追加的健康確保措置～

令和6年度（2024年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制により、時間外・休日労働（以下、「時間外等」）は月100時間未満（年960時間以下）が原則になりますが、月100時間以上になる場合に面接指導をすると例外的に違反にならなくなっています。今回は、「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」（以下、「マニュアル」）を基に、この面接指導についてお知らせします。（マニュアル<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/information/2021/000704686.pdf>）

【概要】

面接指導の目的は、長時間労働の医師一人ひとりの健康状態を確認し、必要に応じて就業上の措置を講じて医師の健康を守ることです。1か月の時間外等が100時間以上と見込まれる医師が対象となります。

連携B・B・C水準の医療機関の管理者（以下、「管理者」）は、時間外等が月100時間以上になる前に医師の疲労等の状況を確認し、必ず時間外等が月100時間以上となる前に面接指導を行うことが義務付けられています。

【面接指導の流れ】

Step 1 事前確認

管理者は、当該月に100時間以上の時間外等が見込まれる医師（例えば、前月又は当月の時間外等が80時間を超えている者）を抽出し、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（マニュアル参照）」等により疲労等の状況の事前確認を行い、時間外等が100時間以上となる前に面接指導の日を設定する。面接指導に必要な情報を面接指導実施医師に提供する。

毎月あらかじめ決めておいた時期に事前確認を実施することもできる。

Step 2 面接指導

面接指導実施医師は面接指導時に、①勤務の状況、②睡眠の状況、③疲労の蓄積の状況、④心身の状況（うつ病や心血管疾患のリスク等）を確認する。

※管理者が指定した面接指導実施医師の面接指導を対象者が希望しない場合は、他の面接指導実施医師による面接指導を受けて、その結果を証明する書面を管理者に提出することもできる。

【面接指導実施医師とは】

面接指導実施医師は管理者が選任する。面接指導実施医師は定められた講習を修了している必要があり、産業医が行う場合も講習の受講が必要である。講習は e-learning 等で受講することができるよう厚生労働省が準備をしている。なお、管理者は当該医療機関の面接指導実施医師にはなれない。

Step 3 報告書・意見書の作成

面接指導実施医師は、面接指導後遅滞なく、本人への指導区分、就業区分の判定を行い、報告書及び意見書を作成のうえ、管理者に報告する。その際には、必要に応じて産業医と連携して報告を行うことが望ましい。

※管理者は面接指導の結果の記録を5年間保存しておくこと。

Step 4 長時間労働医師への対策

管理者は、必要に応じて就業上の措置（労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置）や職場環境の改善を行う。ただし、1か月の時間外等が155時間を超える場合には遅滞なく労働時間短縮のために必要な措置を講じなければならない。

A水準の医療機関の場合、事前確認の実施時期は当該月の時間外等が80時間を超えた後とされています。また、面接指導の実施時期も当該月の時間外等が100時間以上となった後遅滞なくでもよいのですが、事前確認で一定の疲労の蓄積が認められた場合は当該月の時間外等が100時間を超える前に実施することが必要です。

次号では面接指導をわかりやすいフローチャートでご紹介します。

センターでは、医療機関の勤務環境改善の取組みを支援をしていますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

